

特定非営利活動法人 戸田市 I T ボランティアの会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人戸田市 I T ボランティアの会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県戸田市南町8-33-303に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、戸田市民が I T (インフォメーション・テクノロジー) 活用によって、生活の向上、便利さの享受、広い世界への感嘆が、安全に出来るようになるためのお手伝いをするを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達するために、以下の活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動

(活動に係わる事業の種類)

第 5 条 第 3 条の目的を達成するため、この法人は以下の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 公共団体主催のパソコン教室への協力
- ② 市民の I T 活用能力向上のための講習会の開催
- ③ パソコン教室の主催
- ④ 他団体からの講師等の派遣依頼に関する調整対応
- ⑤ その他 I T に関する事項

第 2 章 会員

(会員の種類)

第 6 条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ団体

(入会)

第 7 条 本法人の趣旨に賛同する個人であれば誰でも会員資格を有するものとし、本会への加入は、所定の申込書をもって行う。

- (1) 会員は、本会の活動を通じて知り得た個人情報について、会員である間或いは退会後も、他に洩らしてはならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 本法人からの退会は、退会の届けをEメールあるいは役員への連絡をもって可とする。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
 - (2) 監事 1人または2人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の決議に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べまたは理事会の招集の請求をすること

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残余期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第19条 この法人には、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、職務について代表理事の諮問に応える。

第5章 総会

(総会)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、特定非営利活動促進法におけるこの法人の社員である正会員をもって構成する。

- 2 正会員、賛助会員及び顧問は、総会に出席し意見を述べる事が出来る。
- 3 総会は定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員を選任、解任、職務、報酬
- (6) 会費の額
- (7) 長期借入金の借入れ、その他重大な義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 定時総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上のものから、会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき
 - (3) 第15条第4号に基づき監事が招集する時

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によつて監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、総会の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに正会員に通知しなければならない。
ただし、本法人にあつては、Eメールでの通知も可とする。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第27条 やむをえない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任状をもって委任することが出来る。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事をもって理事会を構成する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上のものから会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第5号に基づき監事から招集の請求があったとき
- 2 代表理事は前項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から14日以内に

理事会を招集しなければならない

- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の7日前までに通知しなければならない

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

- 2 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会の議事録については、第28条第1項を準用し、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算・決算及び事業計画・事業報告)

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることが出来る。

- 2 収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 4 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 5 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとする時は、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散、合併

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、且つ特定非営利活動促進法に定める軽微な事項にかかわる定款の変更を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産は、他の公益法人もしくは国又は地方公共団体に帰属させるものとする。

(合併)

第38条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長・副事務局長及び所要の職員を置くことが出来る。
- 3 職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は事務局長・副事務局長もしくは職員と兼職することが出来る。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第40条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。

- 2 事務局は毎年度始めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、

その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (3) 前事業年度において正会員であった10名以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

（閲覧）

第41条 全会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雑則

（公告）

第42条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

（委任）

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立初年度の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、この法人成立の日から西暦2004年4月30日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から西暦2004年3月31日までとする。
5. 設立当初の会費は、¥2,000円/年とする。
6. 設立当初の役員は次のとおりとする。

代表理事	本郷勝也
副代表理事	原田秀雄
副代表理事	谷村るり子
理事	砂川紀子
理事	大平紀子
監事	廣崎益弘

監事 横山睦子

7.2004年4月29日開催の総会において次のとおり役員の変更及び任期が議決された。

理事 本郷勝也

理事 原田秀雄

理事 横山睦子

理事 砂川紀子

理事 大平紀子

監事 廣崎益弘

監事 小原貞子

役員任期を2004年5月1日から2年間とする

8.2006年4月29日開催の総会において次のとおり役員の変更及び任期が議決された。

理事 本郷勝也

理事 伊藤 清

理事 大平紀子

理事 矢萩早苗

理事 小原榮子

監事 廣崎益弘

監事 永井美由紀

9.2008年4月29日開催の総会において次のとおり役員の変更及び任期が議決された。

理事 本郷勝也

理事 伊藤 清

理事 大平紀子

理事 矢萩早苗

理事 小原榮子

監事 廣崎益弘

監事 永井美由紀

10.2009年4月29日開催の総会において「第7条(1)」を追記することが、議決された。

11.2018年4月29日開催の総会において「第42条」を変更することが、議決された。

以上

これは当法人の定款である。

特定非営利活動法人戸田市ITボランティアの会

理事 川原 哲印